

ビジネスパートナー制度  
再販パートナープログラム利用契約約款

第1条（約款の適用）

1. 株式会社 IDC フロンティア(以下「当社」といいます。)は、この再販パートナープログラム利用契約約款(以下「本約款」といいます。)に定めるところにより、本プログラム(第2条第2項に定義)を提供します。本約款は、当社と本プログラムを利用するビジネスパートナー(第2条第1項に定義)との間における当該利用に関する一切の契約(以下「本契約」といいます。)に対して適用されます。
2. 本約款は、当社がパートナーに対し提供するホスティングサービスをはじめとする各種サービス(以下「当社サービス」といいます。)に関する利用契約(以下「サービス利用契約」といいます。)に基づく特約として、当社がパートナーに対し、パートナーから第三者に当社サービスを再販する権利(以下「販売ライセンス」といいます。)を非独占的に付与すること並びに販売ライセンスの付与に関する諸条件について定めます。本約款に定めのない事項については、サービス利用契約の定めが適用されます。
3. 当社のホームページにおいて当社が公開する、または個別に通知する本プログラムの仕様、利用方法、注意事項、制限事項その他の事項(以下「プログラム規約」といいます。)は、本約款とともに本プログラムの利用に適用されます。本約款とプログラム規約に矛盾または抵触する定めがある場合、プログラム規約が本約款に優先して適用されるものとします(以下、本約款、サービス利用契約およびプログラム規約をあわせて「本約款等」といいます。)
4. 当社は、パートナーが本プログラムの申込を行った時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。

第2条（定義）

1. 「ビジネスパートナー」とは、当社へ事前に届け出ることにより、当社サービスに関して、当社が用意した「取次」、「再販」等の販売方式を利用できる者をいいます。
2. 「再販パートナープログラム」とは、別途当社が定める卸価格で当社サービスをパートナーに提供し、パートナーが当該サービスを顧客(本条第6項に定義)に販売する制度をいいます。
3. 「再販業務」とは、パートナーが当社サービスを顧客に販売する一連の行為をいいます。
4. 「認証情報」とは、ビジネスパートナーコード(本条第7項に定義)、ログインID、パスワード等、本プログラムを利用するにあたり必要となるパートナーとその他の者を識別するために用いる符号をいいます。
5. 「ビジネス会員」とは、当社が定めるビジネス会員規約に同意の上、当社所定の方法により会員登録を行い、当社と会員契約を締結した者をいいます。
6. 「顧客」とは、パートナーが当社サービスを再販する相手先をいいます。
7. 「ビジネスパートナーコード」とは、パートナー登録時に当社が発行する個別の識別符号をい

います。

### 第3条（本約款等の変更）

1. 当社は、予告なく本約款等を変更することがあります。
2. 最新の約款等については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとしします。
3. 第1項の定めにかかわらず、本約款等の変更が現に利用中の本プログラムに関する料金、その他本プログラムを構成する重要な要素の変更にあたると当社が判断する場合、15日間の予告期間において変更後の本約款等の内容をパートナーに通知することにより本約款等を変更するものとしします。

### 第4条（会員登録）

パートナーは、本プログラムの申込みにあたり、本プログラム専用の会員契約の締結が必要となります。会員契約は、ビジネス会員としての登録を行うことにより成立し、その詳細は当社が定めるビジネス会員規約によるものとしします。

### 第5条（本契約の締結等）

1. 本契約は、当社所定の方法による本プログラムの利用申込みについて、当社がパートナーとして認定し、登録することにより成立します。
2. 本プログラムは事業者向けのサービスです。お客様は、本プログラムを一般消費者としてではなく、事業目的で利用するものとしします。
3. 当社は、前項その他本約款等の定めにかかわらず、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、パートナーとしての登録を承諾しないことがあります。
  - (1) パートナーの申込に従って本プログラムを提供することが技術上、その他の理由で困難である場合
  - (2) 第8条に基づくパートナー情報の届出のほか、当社が定める必要情報等の提出が不可能な場合
  - (3) パートナーが提出した情報等に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあった場合
  - (4) パートナーが第20条(当社による解約)第2項各号および第3項各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合
  - (5) パートナーが過去に本契約およびサービス利用契約を当社から解約もしくは解除され、またはサービスの利用を停止されていた場合
  - (6) パートナーが当社の競合他社等に該当し、または当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うものであると当社が判断した場合
  - (7) 登録情報の住所が日本国内でない場合
  - (8) パートナーが本契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断する場合
  - (9) 次に該当する者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じる

と当社が判断するものをいいます。以下同じ)である場合または反社会的勢力と関与している場合。

- ① パートナー
- ② パートナーの特別利害関係者(役員、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員をいいます。)
- ③ パートナーの重要な使用人
- ④ パートナーの主要な株主または主要な取引先
- ⑤ その他パートナーの経営を実質的に支配している者

(10) 上記各号のほか、パートナーに本プログラムを提供することを当社が不相当と判断する場合

#### 第6条 (販売ライセンス)

1. 当社はパートナーに対し、本契約期間中、販売ライセンスを非独占的に付与するものとします。ただし、パートナーはあらかじめ電気通信事業法第16条(電気通信事業の届出)第1項の必要な手続きを経なければならないものとし、当該手続きを経ない場合、販売ライセンスは効力を有しないものとします。
2. 前項に基づく販売ライセンスの付与は、パートナーが当社サービスを利用し、サービス利用契約が有効であることを前提とし、個々の当社サービスの利用にあたっては当該サービスに関する約款(以下「サービス約款」といいます。)が適用されるものとします。
3. 販売ライセンスに基づき、再販が許諾される当社サービスの種類は、別に定めるものとします。

#### 第7条 (通知)

1. 当社からパートナーへの通知は、本約款等に特段の定めのない限り、電子メール、書面、当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合、当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. パートナーは、当社からの電子メールについて、パートナーが届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合は、これに対して遅滞なく応答するものとします。
4. 第1項の通知を書面で行う場合は、パートナーの届け出た住所に対して行うものとし、書面が到達した時点または延着もしくは不到達となった場合でも通常到達すべき時をもって当該通知が到達したものとみなします。

#### 第8条 (パートナー情報の届出)

1. パートナーは、パートナー登録をするにあたり、法人名/団体名、住所、メールアドレスその他

のパートナーの情報(以下「パートナー情報」といいます。)を、当社所定の方法により当社に対して届け出るものとします。

2. パートナー情報の届出後、変更が生じたときは、パートナーは遅滞なく当該変更内容について当社に届け出るものとします。
3. 第1項および前項の届出を怠ったことで生じたパートナーの損害について、当社は責任を負いません。
4. パートナーは、当社がパートナーに別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的でパートナー情報および本プログラム利用にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社(親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます)の商品またはサービスについての案内等のメールを当社がパートナーに送信することを含みます)に同意します。

#### 第9条 (利用料金等)

1. パートナーに対する当社サービスの利用料金は、当社が別に定めるパートナー向け卸価格を適用します。
2. パートナーがその顧客に対し当社サービスを再販し、その対価を回収できなかった場合でも、パートナーは当社に対し前項に定める利用料金を支払うものとします。なお、支払いに関する手数料は、パートナーの負担とします。
3. 電力料金、仕入価格の著しい高騰等、経済情勢の変動を原因に当社サービスの利用料金が不相当となった場合、当社は、本契約の期間内であっても、当該利用料金を変更することができるものとします。
4. 本契約に定めがない場合でも、パートナーの依頼またはパートナーの責めに帰すべき事由により、当社がパートナーに対して当社サービスの提供を行い、またはそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社はパートナーに対して相当な対価を請求することができるものとします。

#### 第10条 (顧客へのサポート)

当社サービスに関する顧客へのサポートについては別に定めるものとします。

#### 第11条 (当社サービスの再販に関する責任および制限)

1. パートナーは、当社サービスを顧客に販売するにあたり、適法かつ適切に行うものとし、パートナーは、サービス利用契約の趣旨に反してその販売を行ってはならないものとします。
2. パートナーは、善良なる管理者の注意をもって当社サービスを販売するものとします。
3. 顧客による当社サービスの利用は、当社との関係においてはパートナー自身の利用とみなすものとし、パートナーは顧客による当社サービスの利用につき一切の責任を負うものとします。
4. パートナーは、販売ライセンスをパートナーの顧客に付与する権利を有するものではなく、パートナーの顧客から第三者に対して当社サービスを販売することはできないものとします。

5. 当社はパートナーに対し、当社サービスの提供に関する代理権を付与するものではなく、パートナーは当社の代理人として法律行為を行う権限を有せず、また、当該権限を有するかのような表示を行ってはならないものとします。
6. パートナーと当社とは、それぞれに独立した契約当事者であり、本契約は、当事者間にジョイントベンチャー、フランチャイズ、販売店または雇用関係のいずれをも生じるものではありません。
7. パートナーは顧客との間でサービス約款に基づくパートナーの義務と同等以上の義務を定めた契約を締結し、これを遵守させるものとします。
8. パートナーは、当社サービスを構成するソフトウェア等が当社または当社に提供する原権利者の著作物であり、著作権に保護された資産であることを認識し、当社および当該原権利者の指示による場合を除き、自ら編集、更新、修正、削除、加工等を行って顧客に当社サービスを提供することはできないものとします。
9. 顧客が前項の義務に違反した場合、当社が直接当該顧客に対し、サービス利用の停止その他の本約款に基づく権利を行使できるものとし、パートナーはこれを当該顧客に同意させるものとします。
10. パートナーの顧客による当社サービスの利用により当社に損害が生じた場合、パートナーは当社に対し当該損害について賠償するものとします。
11. パートナーが当社サービスを顧客に販売するにあたり、パートナーと顧客または第三者との間で紛争が生じた場合、すべてパートナーの責任と費用において解決するものとし、当社サービスの停止、中止、廃止等による顧客に対する対応についても同様とします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により発生した場合についてはこの限りではありません。

## 第12条（委託）

1. 当社は、パートナーに対する本プログラムの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本約款に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

## 第13条（禁止事項）

1. パートナーは次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社サービスを利用する意思のない顧客を強引に勧誘する行為、その他顧客に不利益を与える行為
  - (2) 虚偽または誇大な広告宣伝行為
  - (3) 当社サービスについて不明瞭な説明を行う等、顧客の誤解を招く行為
  - (4) 当社の信用、名誉を棄損させる行為、または当社と顧客との信頼関係を損ねる行為
  - (5) 当社サービスの提供または当社事業活動を妨害する行為
  - (6) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- (7) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (8) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (9) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - (10) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
  - (11) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告または販売を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
  - (12) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (13) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (14) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
  - (15) 他者になりすまして本プログラムを利用する行為
  - (16) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (17) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - (18) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (20) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
  - (21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
  - (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - (24) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - (25) 国内外の諸法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
  - (26) 当社が別途定めた利用の制限事項に違反する行為
  - (27) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害する等、パートナーとの信頼関係が失われ、当社とパートナーとの契約関係の維持が困難であると当社が判断した行為
2. 当社は、本プログラムの利用に関して、パートナーの行為が前項各号のいずれかに該当する

ものであることまたはパートナーの提供した情報が前項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にパートナーに通知することなく、本プログラムの全部もしくは一部の提供を停止し、または本契約を解約することができるものとします。ただし、当社は、パートナーの行為またはパートナーが提供する情報を監視する義務を負うものではありません。

3. 前項に定める停止または削除により、パートナーが損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
4. 第 1 項各号の事由が解消、治癒された場合でも、当社は一旦削除した情報を原状に復帰する義務を負いません。

#### 第 14 条（認証情報の取扱い）

1. パートナーは、認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。
2. 認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりパートナーおよびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者がパートナーの認証情報を用いて当社サービスを利用した場合、当該行為は、パートナー自身による利用とみなされるものとし、パートナーはかかる利用に対する一切の責任を負うものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、パートナーは当該損害を補填するものとします。
4. パートナーの当社サービスの利用に対するセキュリティを確保するため、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話による認証情報の確認または再発行の請求には応じないものとします。紛失等により認証情報の確認または再発行が必要な場合、パートナーは、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

#### 第 15 条（知的財産権）

1. パートナーに提供される当社提供物の知的財産権は、すべて当社またはライセンサーその他の権利者に帰属します。
2. パートナーは、当社サービスの販売に必要な場合に限り、当社の承諾を得て、当社の商標、意匠およびロゴ等（以下「本商標等」といいます。）を当社サービスの広告、宣伝またはカタログ、その他の販売促進資料等に使用することができるものとします。
3. 当社はパートナーに対し、本契約において許諾する場合を除き、本商標等について何らの権利を付与するものではありません。
4. パートナーは、当社の承諾を得て、本商標等にパートナーの商標等を付けて当社サービスを販売することができるものとします。ただし、その場合、既に表示されている本商標等に対し削除、改変、非表示等を行ってはならないものとします。

#### 第 16 条（提供物）

1. 当社は、自己の判断により適時、営業資料および営業支援ツール等（以下「当社提供物」と

いいます。)をパートナーに提供するものとします。なお、当社が合理的と判断する数量の当社提供物は、無償提供されるものとしますが、これを超過する数量の提供については、有償となる場合があります。

2. パートナーは、当社提供物を再販業務遂行の目的にのみ利用するものとし、それぞれの当社提供物の取扱に関する当社の指示に沿ってこれらを利用するものとします。また、特定の当社提供物に関し、当社が別途契約の締結を必要と考える場合、パートナーと当社とは、当該当社提供物の利用に関し別途契約を締結した上で、これを提供または利用するものとします。
3. 当社は、自己の裁量により当社提供物の提供を中止または終了することができるものとします。

#### 第 17 条 (広告宣伝)

1. パートナーは、再販業務の遂行のために本契約に基づく当社とのパートナー関係を自己の広告宣伝物等にて公表することができます。ただし、当社は事前に、または事後に当該公表内容の確認を求めることができるものとします。
2. パートナーが当社サービスに関する広告宣伝物等を作成する場合、パートナーは、事前に当社から商号、商標、ロゴマーク等に関する使用許諾を得るものとします。

#### 第 18 条 (権利義務の譲渡の禁止)

1. パートナーは、本契約に基づき生じるパートナーの地位その他の権利義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできません。
2. 相続または法人の合併等によりパートナーの地位が承継された場合、当該地位を承継したパートナーは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、パートナーが死亡した場合、当社は本契約を解約する場合があります。
3. 前項の場合、当社は、第 20 条(当社による解約)第 2 項第 3 号に準じ本契約を解約する場合があります。
4. 当社は、パートナーに通知することにより本契約上の地位を譲渡する場合があります。

#### 第 19 条 (パートナーによる解約)

1. パートナーは、いつでも将来に向かって本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の解約を行う場合、パートナーは当社が別に定める方法に従い、当社に対して解約の通知を行うものとします。

#### 第 20 条 (当社による解約)

1. 当社は、解約日の 30 日前までにパートナーに通知することにより、いつでも本契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、パートナーへの事前の通知もしくは催告を要することなく、当社サービスを停止し、本契約およびサービス利用

契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。

- (1) パートナーが本約款等に違反し、改善の見込みがないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、パートナーが当該期間内にこれを是正または履行しない場合
  - (2) パートナーの行為が第13条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
  - (3) パートナーが第5条(本契約の締結等)第3項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
  - (4) 支払停止または支払不能となった場合
  - (5) 手形または小切手が不渡りとなった場合
  - (6) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (7) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
  - (8) 信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (9) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (10) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (11) パートナーに対する通知が不達となり、もしくは当社に返送された場合、または当社からパートナーに対して連絡ができなくなった場合
  - (12) その他、本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 当社は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、パートナーへの事前の通知もしくは催告を要することなく、当社サービスを停止し、本契約およびサービス利用契約を解約することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
  - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
    - ① 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
    - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
    - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
    - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
    - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
  - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝えるなどした場合
4. パートナーは、前二項による本契約の解約の時点で未払いのサービス料金等当社に対する債務がある場合には、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。

## 第21条 (秘密情報の取扱い)

1. 当社は、本プログラムの提供のためパートナーより提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、パートナーが特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、

または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、パートナーの承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、当社サービスを提供するために必要な委託先、ライセンサー、データセンターその他の事業者(以下、総称して「委託先等」といいます。)に対して、委託のために必要な範囲で、パートナーからあらかじめ書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先等に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、パートナーは、パートナー情報または本プログラム利用にかかる情報(ただし、個人情報を除きます)について、パートナーに別途通知することなく当社が当社のグループ会社に提供し、当該グループ会社が販売促進またはサービス向上の目的で会員情報およびサービス利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社の商品またはサービスについての案内等のメールを当社または当社のグループ会社がパートナーに送信することを含みます)に同意します。ただし、この場合、当社は当社のグループ会社に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

#### 第22条 (個人情報の取扱い)

1. 当社が知り得たパートナーの個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱います。
2. 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)」に定める開示請求その他法令に基づく請求がある場合、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 当社は、パートナーから取得した個人情報を当社サービスの提供のために必要な範囲で委託先等に提供する場合があります。

#### 第23条 (免責)

1. 当社は、パートナーと第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本約款、サービス約款等に明示的に定める場合を除き、当社サービスについてその信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性(有益性)、継続性、権原および第三者の権利の非侵害性について一切保証しないものとします。
3. 当社は、パートナー契約に基づき生じた情報またはパートナーの当社サービス利用過程で生じた情報およびデータの一切について、その保管、保存、バックアップ等を含む一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、システム保全上の理由等により、前項のデータを一時的にバックアップする場合はあ

ります。ただし、当該バックアップは、データの保全を目的とするものではなく、当社がパートナーから当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性、正確性、有用性または可用性のいずれも保証するものではありません。

5. 当社は、本契約が終了した場合は、終了事由のいかんにかかわらず、前 2 項のデータをパートナーに通知することなく消去できるものとし、これによりパートナーに何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社はパートナーに対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、当社の故意または重過失による場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。
7. 本契約に関して当社がパートナーに負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因によりパートナーに現に発生した通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとします。
8. 本契約において生じる損害賠償額は、当社サービスの利用料金として現に支払った額の 1 か月分を上限とし、当該損害の原因となる事由が生じた月を含めた過去 12 か月間の月次料金の平均によりこれを算出するものとします。

#### 第 24 条（損害賠償）

パートナーは、本約款に定める義務の履行もしくは不履行または当社サービスの利用に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

#### 第 25 条（契約期間）

本契約は、第 19 条(パートナーによる解約)、第 20 条(当社による解約)に該当しない限り、有効とします。

#### 第 26 条（協議）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈に疑義が生じた場合、双方当事者は、信義誠実の原則に従い協議により解決を図るものとします。

#### 第 27 条（裁判管轄）

本契約に基づき紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を図るものとします。

#### 附 則

本約款は、2015 年 2 月 5 日に制定し、同日施行します。

本約款は、2019 年 4 月 1 日に改定し、同日施行します。

本約款は、2022 年 6 月 1 日に改定し、同日施行します。